平成２４年（フ）第４２２号
愛知県豊田市前山町４丁目５番地５　ホワイトシャトー豊田1005号
債務者　西　　英雄
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
岡山県倉敷市玉島上成694番地　中原アパート西の３号
債務者　森脇　章男
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
山口県宇部市新町８番24号
債務者　濵砂　　亮
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３６５号
高知市高須２丁目17番36号　岡林マンション206
債務者　田中　秀和
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２号
長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷478番地11、住民票上の前住所長崎県長崎市かき道５丁目３番２―202号
債務者　小浦　文雄
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第３１３１号
愛知県豊明市阿野町坂部39番地１、申立時の住所愛知県豊明市沓掛町小廻間16番地179
破産者　木村由美子
1　主文　当裁判所が平成24年10月17日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県豊明市沓掛町小廻間16番地179」とあるのを「愛知県豊明市阿野町坂部39番地１、申立時の住所愛知県豊明市沓掛町小廻間16番地179」と更正する。
2　決定年月日　平成24年11月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３１号
滋賀県彦根市高宮町2898番地
破産者　共栄印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５７１号
東京都多摩市和田1261番地26―308
破産者　中村　靖久
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４３２号
千葉県佐倉市王子台１丁目24番地14
破産者　モリシン総業有限会社
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９号
千葉県八街市富山1314番地3047
破産者　有限会社イタリアーノ
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７８３０号
東京都杉並区下高井戸１丁目36―16　エニィハウスⅠ503、開始決定時の住所東京都杉並区高井戸東３丁目18―１
破産者　林　　孝彦
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１１号
東京都町田市高ケ坂1796番地１公社住宅Ａ632
破産者　豊川　雅志
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０２号
静岡県駿東郡清水町徳倉501番地の４
破産者　有限会社味玉食品
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
名古屋市中村区川前町546番地
破産者　株式会社アイ・エル・サプライヤー
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８９６号
愛知県小牧市大字舟津字久保寺871番地１
破産者　株式会社商建
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４号
香川県さぬき市志度480番地
破産者　有限会社藤岡家具店
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１７１号
金沢市泉本町６丁目81番地１
破産者　ホクト株式会社
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
長野市川中島町原459番地１
破産者　長野関口塗料株式会社
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係